資料1

PFI推進機構の今後の在り方と制度的対応について

令和8年11月16日
第17回　事業推進部会

内閣府 民間資金等活用事業推進室

〇PPP/PFIについて

〇PPP/PFI推進アクションプラン

〇PFI推進機構の実績と財務状況

〇PFI推進機構の今後の在り方と制度的対応について

PPP/PFIについて

○PPP/PFIは、**公共**にとっては**歳出の効率化**、**民間**事業者にとっては**ビジネス機会の拡大**等を通じた**利益の創出**、**住民**にとっては**サービスの質の向上等の様々な効果**があり、地域経済・社会の活性化につながる手法。

PPP（Public Private Partnership）：民間の力を公的サービスに有効活用する官民連携事業（指定管理者制度、包括的管理委託等）
PFI（Private Finance Initiative）：PPP（官民連携事業）のうち、**PFI法に基づく事業**（民間資金等活用事業）

PFI事業の特徴（従来型の公共事業との違い・主なメリット）

①**一体的発注**
従来型：行政が業務ごとに個別発注
PFI：複数業務を一体的に発注

②**性能発注**
従来型：作業プロセス、使用材料等を詳細に規定
PFI：性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねる

③**中長期の契約期間**
従来型：短期
PFI：中長期

④**民間事業者による資金調達**
従来型：公共が資金調達
PFI：基本的に民間事業者が資金調達

①**設計、建設から維持管理・運営等に至るまでの業務を一体的に実施**することで、**ライフサイクルコスト**や**行政負担**（整備・維持管理に係る技術的な対応や発注・契約業務等）の**軽減**が期待できる。
②民間事業者の**自由度**が高まり、**創意工夫やノウハウを最大限活用**することができ、**質の高い公共サービスの提供**が可能となる
③**投資回収期間**を確保し、また**人員計画の策定**がしやすくなり、民間事業者の創意工夫を引き出しやすくなる。
④**財政支出の平準化**（**割賦支払**）が可能になる。 等

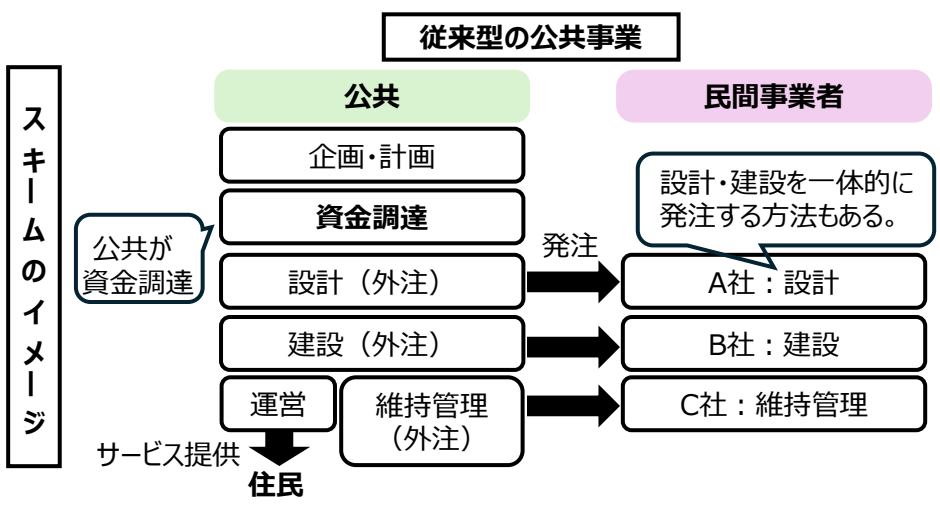

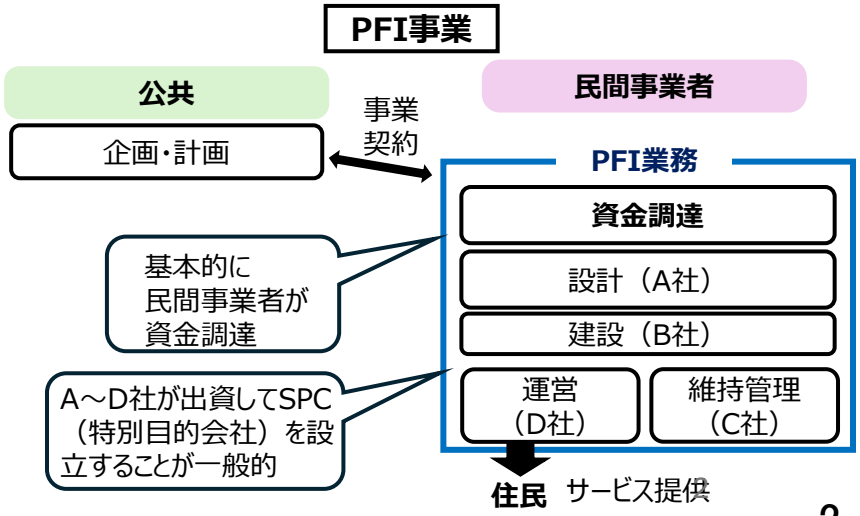

PPP/PFIの必要性

厳しい社会環境を打破するアプローチ

①生産年齢人口の減少
⇒ 財政状況のひっ迫、行政職員の減少 × **②公共施設の老朽化** ⇒ **官民連携を起爆剤とし、老朽化の危機を「インフラの新陳代謝」と「成長機会」へ転換**

日本の生産年齢人口（15～64歳）は、20年間で1,200万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

生産年齢人口の推計

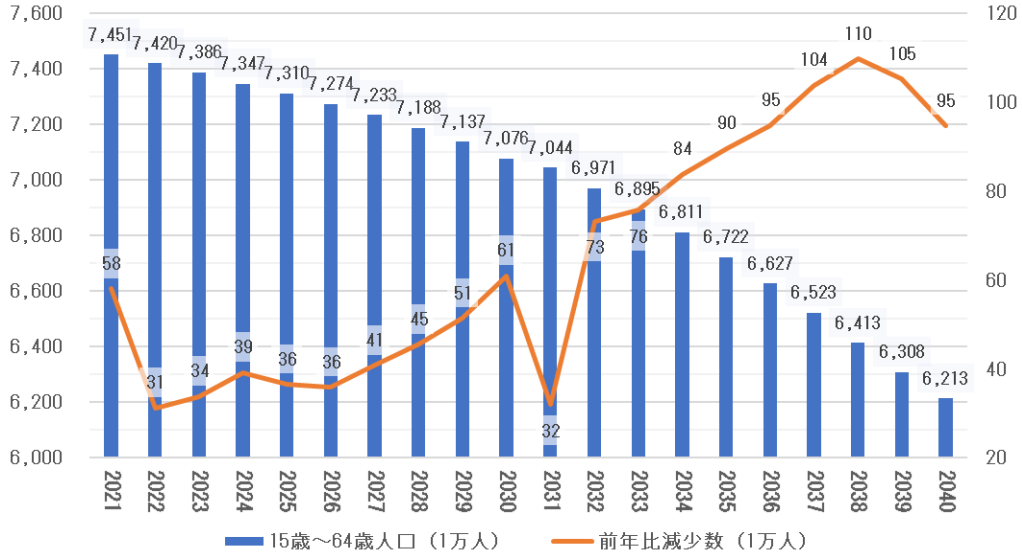

出典：国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

建設後50年以上経過する施設の割合

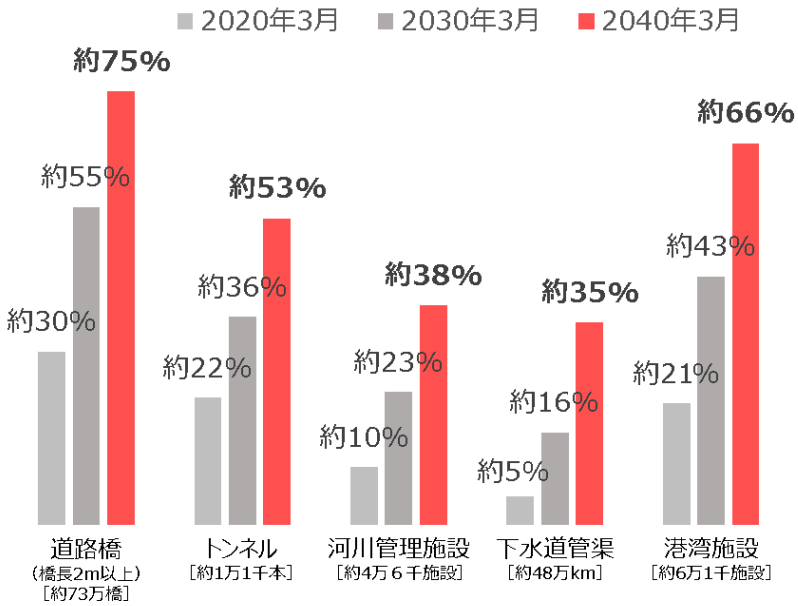

出典：国土交通省総合政策局資料

官民連携によるインフラ再生を通じた、持続可能な地域社会と新たなにぎわい創出

- **・行政**：従来型発注と比較して**事務負担や事業費の削減・平準化**が可能
- **・住民・利用者**：民間のノウハウ・創意工夫・迅速な対応による**公共サービスの向上**
- **・民間事業者**：長期・安定的な契約による**担い手の確保や優れた人材の育成**、ビジネス機会の拡大等を通じた**利益の創出や地域貢献**

三方よし

PFIの類型

収益構造による分類

PFI推進機構の金融支援の対象（需要変動リスクを補完）

・サービス購入型　約60%

公共側が民間事業者による公共サービスへの対価としてサービス購入費を支払う類型。

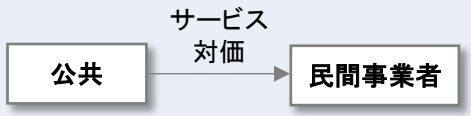

・混合型　約30%

公共側から支払われるサービス購入費と、公共サービスの提供に対し利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。



・独立採算型　約10%

公共側からのサービス購入費などの支払いがなく、公共サービスの提供に対し利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。



権利の様態による分類

BTO ＜整備(B)→移転(T)→運営(O)＞
公共施設等の整備後、施設の所有権を公共側に移転した後、民間事業者が運営を行う事業。

BOT ＜整備(B)→運営(O)→移転(T)＞
公共施設等の整備後、運営期間中、民間事業者が施設を所有し続け、事業期間満了後、所有権を公共側に移転する事業。

BOO ＜整備(B)→所有(O)→運営(O)＞
公共施設等の整備後、運営期間中、民間事業者が施設を所有し続け、事業期間満了後も引き続き民間事業者が施設を所有、または原状回復を行う事業。

RO ＜改修(R)→運営(O)＞
公共側が所有する施設の改修等を民間事業者が実施し、改修等の後、運営を行う事業。

O ＜運営(O)＞
公共側が所有する施設の運営のみを民間事業者が実施する事業。

※公共施設等運営権（コンセッション）・・・施設の所有権を公共側が有したまま、施設の運営及び維持管理を行う権利を民間事業者に設定する方式。利用料金の収受を行う独立採算型または混合型のみ。

PFI事業の実施状況

- PFI事業は、コロナ禍や物価高等の影響による一時的な減少を経て、直近は増加基調にある。他方、民間の資金や創意工夫をより活用する**「混合型・独立採算型」の伸びは、サービス購入型に比して緩やかにとどまっており**、質の高いPFI推進に向けて**同類型の案件形成を促進**する必要がある。
- また、同類型の事業規模を見ると、「100億円以上」の案件は**全体の3割程度にとどまる**など、**比較的小規模なものが中心**となっている。**民間インフラ投資市場としては途上段階**にあり、さらなる投資規模の拡大に向けた取組が求められる。

収益構造別　実施件数の推移（機構設立の平成25年度以降）

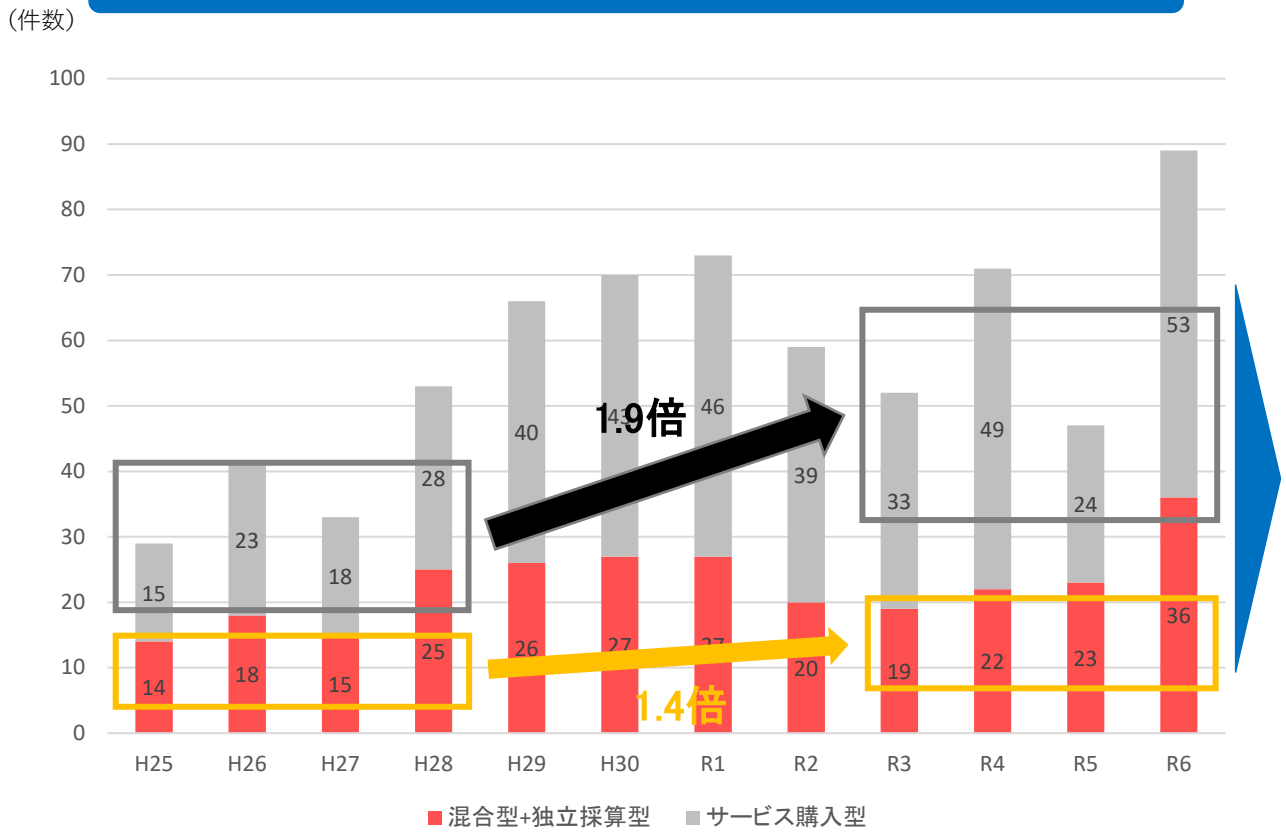

事業規模別の案件構成比（混合型・独立採算型）

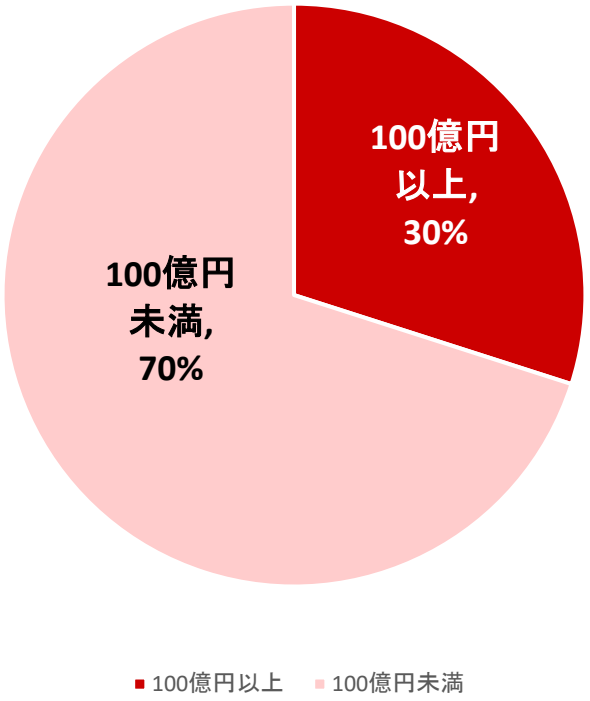

（注）混合型は、付帯収益事業の実施が要件となっている案件を集計している。なお、右図は事業規模が判明している案件のみを抽出しているため、左図の内訳とは一致しない。

地方公共団体の種別・規模別のPFI実施状況

令和7年3月31日時点

○地方公共団体が実施するPFI事業は、平成26年度末と令和６年度末の比較で、件数(415件→972件)、実施団体(228団体→465団体)ともに、10年間で着実に増加。
○人口が少ない市区町村ほど、未実施団体が増える傾向。

都道府県	政令市	市区町村（人口20万人以上）	市区町村（人口10万人-20万人）	市区町村（人口10万人未満）
実施団体:28→40 件数:106件→197件	実施団体:19→20 件数:79件→161件	実施団体:52→76 件数:82件→215件	実施団体:39→73 件数:52件→127件	実施団体:90→256 件数:104件→297件
総団体数:47	総団体数:20	総団体数:112	総団体数:145	総団体数:1,464

平成27年3月31日時点

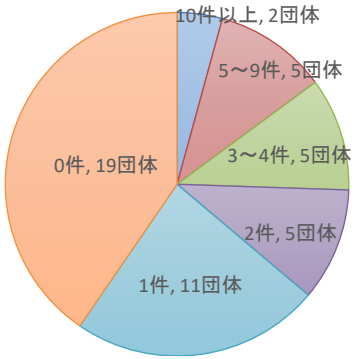

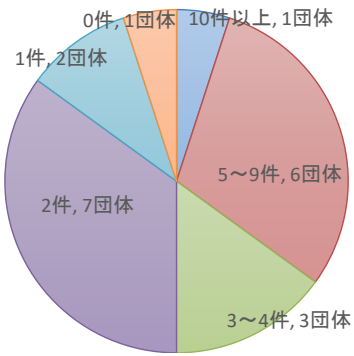

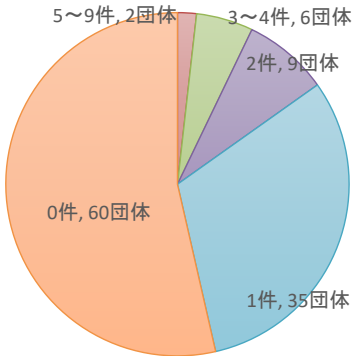

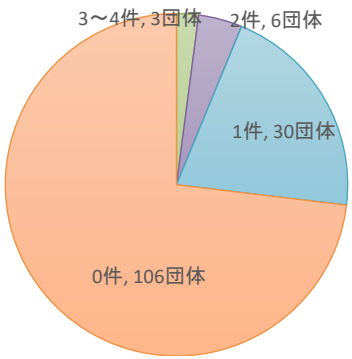

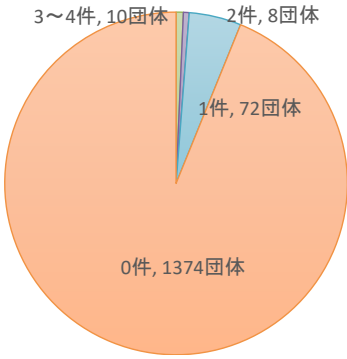

令和7年3月31日時点

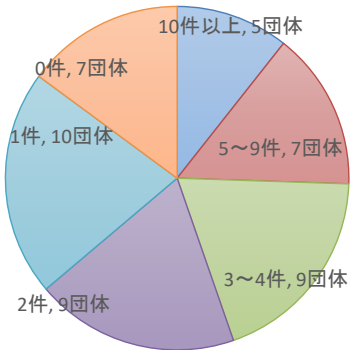

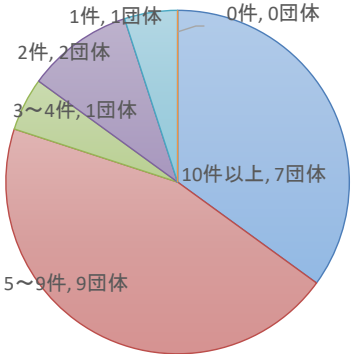

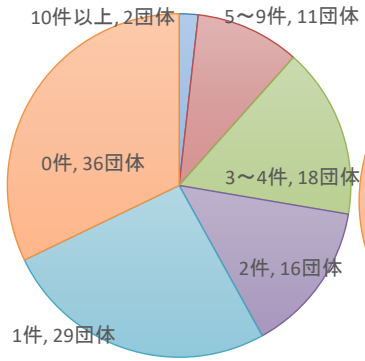

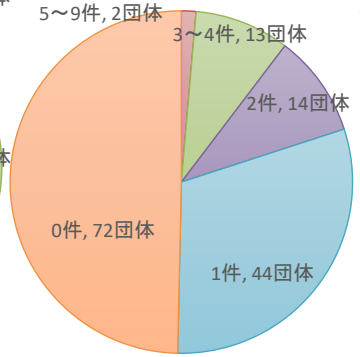

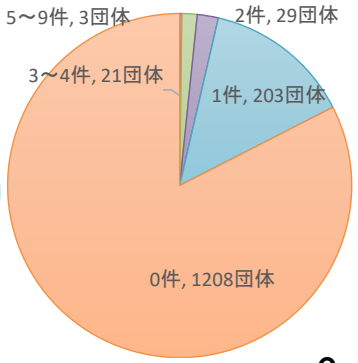

○PPP/PFIについて

○PPP/PFI推進アクションプラン

○PFI推進機構の実績と財務状況

○PFI推進機構の今後の在り方と制度的対応について

PPP/PFI推進アクションプラン　令和8年改定の狙い

課題	方向性	今回改定における具体的取組の例
人手不足 市区町村の1/4で技術系職員0人 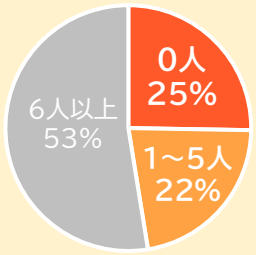 市区町村における技術系職員数	**民間活力の一層の活用** ⇒民間の創意工夫を活かし効果的にインフラの維持管理・更新を実施 ● **裾野の拡大** PPP/PFIの活用が十分でない**地域・分野への拡大** ● **質の向上** **分野横断型・広域型事業**や**コンセッション**等の先導的な事業の導入を拡大	**重点分野の拡大** ➢ 老朽化が進む**生活関連インフラ（火葬場・一般廃棄物処理施設・国公立病院）**を追加 ➢ **17重点分野で730件**の具体化（14分野650件から見直し） **各地域における多様な案件形成支援** ➢ 中小民間事業者への情報提供強化 ➢ **PFI推進機構による伴走支援**
インフラ老朽化 建設後50年以上経過するインフラが急増 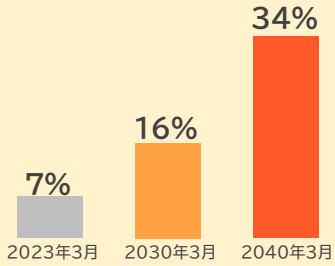 建設後50年以上経過する下水道管渠の割合		**先導的なプロジェクトの発掘** ➢ **タスクフォース**を活用した、コンセッション等の先導的プロジェクトの発掘 ➢ 分野横断型・広域型事業の導入に向けた**広域型地域プラットフォーム**の活用
物価高騰、金利上昇 建設物価が2015年比で約1.4倍 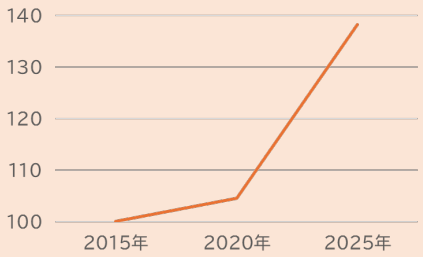 建設物価 建築費指数（2015年基準）	**物価高騰や金利上昇等の事業リスクに適切に対応**	**PFI法に基づく基本方針への物価高騰対策の明記・周知徹底** **リスク分担ガイドラインの見直し検討**

官民連携の事業規模目標を10兆円拡大し、強い経済の実現に貢献

単独事業から「分野横断型・広域型PPP/PFI」への展開

- 人口減少に伴う人手不足や施設の老朽化が進む中、特に小規模市町村においては、職員・ノウハウの不足に加え、**単独事業では規模が小さく収益性が低いため、民間事業者の参入が得られにくい**課題に直面している。
- これを解決し、民間の創意工夫を活かしたインフラ維持管理を進めるためには、**複数の施設や自治体を一体的に束ねる「分野横断型・広域型」への転換**が不可欠。**事業規模の拡大によってスケールメリットを創出**し、民間投資を呼び込むことが今後の裾野拡大の鍵となる。

分野横断型：複数分野の公共施設を一括して事業化するＰＦＩ事業
広域型：複数の地方公共団体が連携して公共施設等の管理者等となるＰＦＩ事業

分野横断型・広域型PPP/PFIの期待される効果と事業イメージ

項目	分野横断型	広域型
期待される効果（スケールメリット）	**【地方公共団体】（財政・運営面）** • 財政負担の削減、管理運営費の減少、事業の効率化、公有地の有効活用	
	【民間事業者】（事業・投資面） • 規模拡大による多様な事業者の参画、新たな事業機会の創出、提案余地の拡大	
	【地域住民】（サービス面） • 利便性・行政サービスの質の向上、コスト削減による料金の低廉化	
事業イメージ	（複数分野・単独施設型の場合） 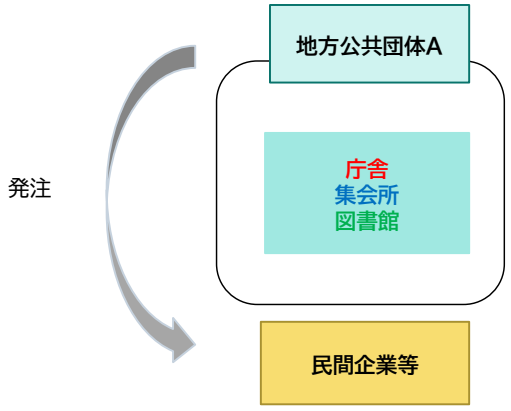	（共同発注型の場合） 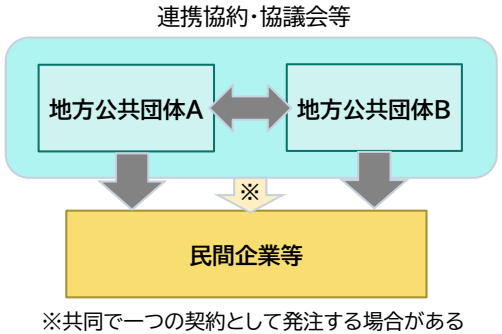 ※共同で一つの契約として発注する場合がある

〇PPP/PFIについて

〇PPP/PFI推進アクションプラン

〇PFI推進機構の実績と財務状況

〇PFI推進機構の今後の在り方と制度的対応について

PFI推進機構の概要

○（株）民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）は、PFI事業の推進を目的として**時限的に設立された官民ファンド。①PFI事業（独立採算型・混合型）への投融資**に加え、**②地方自治体による案件形成、地域金融機関によるファイナンス組成**、および**民間事業者の事業参画**を、一体的に支援する。

<会社概要>

設立	平成25年（2013年）10月7日（平成25年PFI法改正により設立）
存続期間	設立後20年間（令和14年度末（2033年3月末）を目途に業務を終了し、新規出融資はその５年前（令和９年度末）まで）
所在地	東京都千代田区大手町1丁目6番1号　大手町ビル8F
資本金等	200億円（政府（産業投資）100億円、民間100億円）
代表取締役会長兼社長	髙橋　洋
役職員数	26名（役員７名、職員19名）（令和８年９月１日時点）
支援決定件数	65件（令和７年度末時点）
支援決定金額	約1,508億円（令和７年度末時点）

<投融資業務のスキーム>

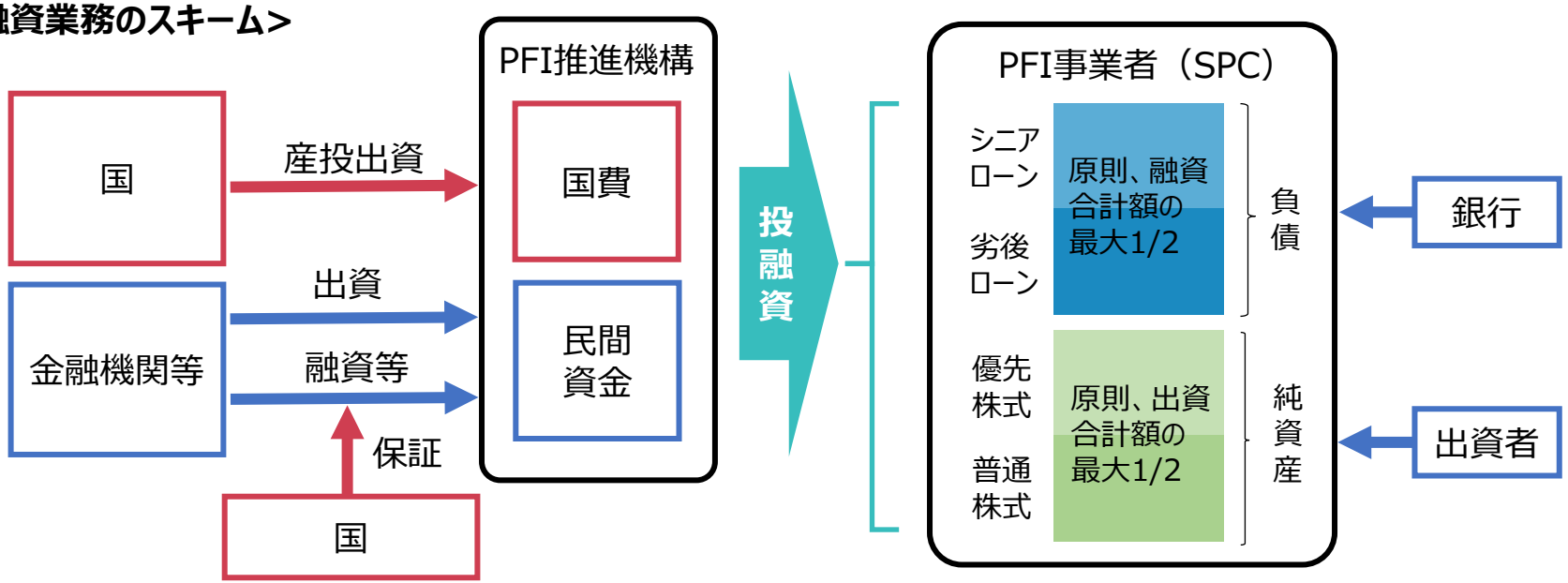

機構の支援決定実績（2026年3月末時点、65件）

○　令和7年度末時点で**累計65件・総額1,508億円**の支援を決定。
○　**地域活性化に資する施設**（空港、スポーツ・文化施設、公園・観光等）から**生活インフラ**（道路・水道・発電所・廃棄物処理等）まで、**多岐にわたるPFI事業の成立を幅広く牽引**。

空港	10	関空・伊丹空港、仙台空港、福岡空港、高松空港、熊本空港 北海道内（国管理4空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港）、広島空港
有料道路	1	愛知県有料道路
水道	2	須崎市公共下水道、熊本県有明・八代工業用水道
発電所	3	秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電、箱島湧水発電、鳥取県営水力発電所
学校施設	6	筑波大学グローバルレジデンス、大阪大学グローバルビレッジ、大阪大学箕面新キャンパス学寮 沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舎、国際教養大学新学生宿舎、東北大学片平キャンパス
スポーツ施設	16	福岡市総合体育館、新富士見市民温水プール、袋井市総合体育館、帯広市新総合体育館 栃木県総合スポーツゾーン東エリア、横浜文化体育館、新青森県総合運動公園新水泳場、鳥取市民体育館、宮崎県プール、名古屋市瑞穂陸上競技場、姫路市手柄山スポーツ施設、周南緑地運動施設 富士市総合体育館、郡山市開成山地区体育施設、堤根余熱利用施設、愛知県新体育館
文化施設	8	海の中道海浜公園海洋生態科学館、川西市低炭素型複合施設、野々市中央地区整備、福岡市美術館 福岡市科学館、東大阪市新市民会館、鳥取県立美術館、葛西臨海水族園
庁舎	4	八木駅南市有地活用事業、大阪第6地方合同庁舎、横浜地方合同庁舎、京都市上下水道局南部拠点
公園・観光	5	函南道の駅・川の駅、むつざわスマートウェルネスタウン、お茶と宇治のまち歴史公園、佐世保市中央公園、美浜町地域づくり拠点化施設
廃棄物処理	2	名古屋市北名古屋工場、第2期君津地域広域廃棄物処理
その他	8	女川町水産加工団地排水処理施設、岡崎市こども発達センター、防衛省民間船舶 丸の内インフラストラクチャー、広尾病院及び広尾看護専門学校、浜松市斎場、防衛省民間船舶（旅客船）、ダイヤモンドインフラストラクチャー

機構の投融資残高（2026年3月末時点）

○　令和7年度末の**投融資残高は合計925億円**。1件の事業規模が大きい**交通分野（861億円）が残高の大半を占める**ものの、**多様な分野へ幅広く資金を供給**。

（単位：億円）

分野	残高	案件名
交通	861	関空・伊丹空港、仙台空港、福岡空港、熊本空港 北海道内（国管理4空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港）、広島空港、 愛知県有料道路
文教・庁舎	12	海の中道海浜公園海洋生態科学館、川西市低炭素型複合施設、福岡市美術館、 福岡市科学館、東大阪市新市民会館、葛西臨海水族園、八木駅南市有地活用事業、 大阪第6地方合同庁舎、横浜地方合同庁舎
スポーツ施設・公園・観光	26	新富士見市民温水プール、横浜文化体育館、新青森県総合運動公園新水泳場、 名古屋市瑞穂陸上競技場、姫路市手柄山スポーツ施設、周南緑地運動施設、 富士市総合体育館、郡山市開成山地区体育施設、堤根余熱利用施設、 愛知県新体育館、函南道の駅・川の駅、むつざわスマートウェルネスタウン、 佐世保市中央公園
その他	25	須崎市公共下水道、熊本県有明・八代工業用水道、 秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電、鳥取県営水力発電所、 第2期君津地域広域廃棄物処理、女川町水産加工団地排水処理施設、 丸の内インフラストラクチャー、広尾病院及び広尾看護専門学校、浜松市斎場、 防衛省民間船舶（旅客船）、ダイヤモンドインフラストラクチャー
合計	925	

国内PFI市場の構造と機構の支援の内訳

○ 我が国のPFI市場の全体構造は、金額面では交通（空港等）が約65%を占めて全体を牽引する一方、**件数面では全国各地の「地域住民のための身近な公共施設」が約93%を占めている。**

○ 機構の支援実績もこうした市場構造に概ね合致しており、資金需要の大きい国家的プロジェクト（空港）を下支えするだけでなく、**件数としては地方部の多様な案件（件数支援の約82%）にきめ細かく対応**し、全国のインフラ整備に貢献。また、機構は、**民間からの支援の求めに応じて、民業圧迫とならない範囲において、必要な金融支援**を行っている。

（１）事業規模の構成比

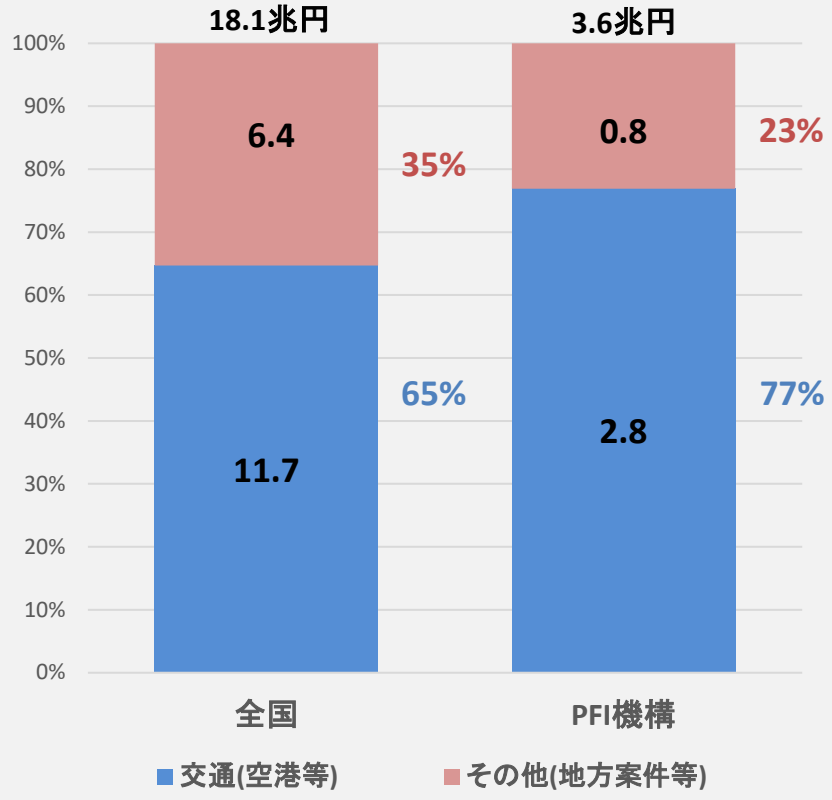

（２）事業件数の構成比

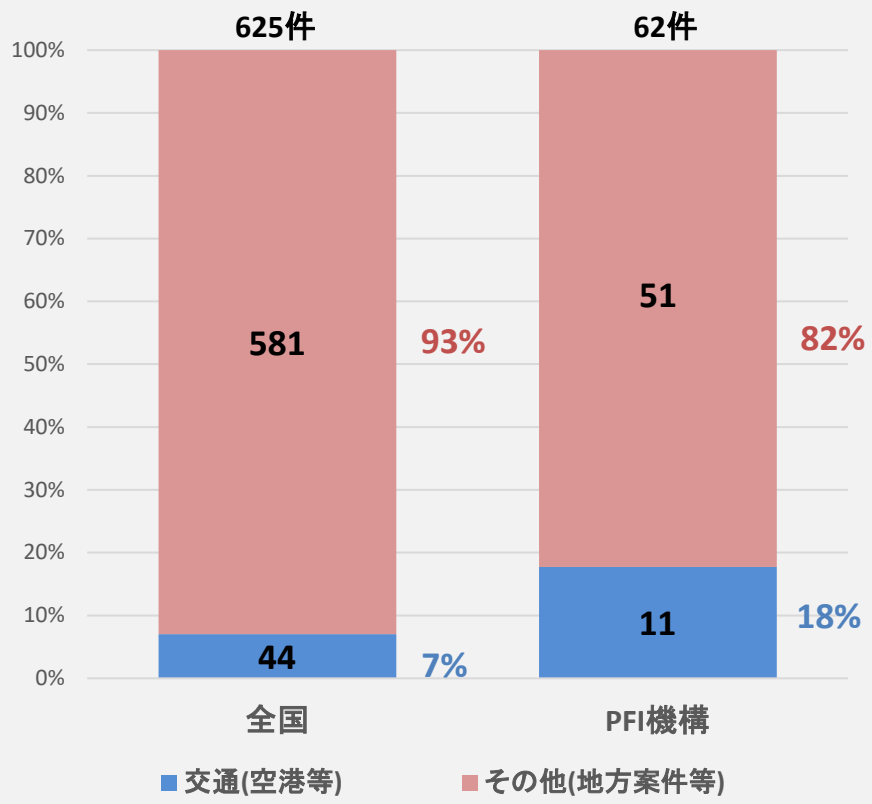

（補足）我が国においては、有料道路や鉄道といった高い収益性が見込まれる大規模事業の多くはすでに民営化されており、ＰＦＩ市場における高い収益性が見込まれる大規模事業は空港等に限定されている。

（注）集計対象（平成25～令和6年度）
・全国：コンセッション、混合型、独立採算型のPFI事業
・機構：機構の支援実績（一部非公表案件を除く）

官民連携支援センターによる案件形成支援

○ 独自の幅広いネットワークを駆使し、自治体における官民連携を**企画・構想段階から実施まで全面的にサポート**（支援例：PFIの基礎講演・事例紹介、サウンディング支援、民間事業者の紹介 等）。
○ あわせて内閣府と連携し、**「専門家派遣制度」終了後のフォローアップ**や、**自治体・地域金融機関との連携協定の締結、地域プラットフォームの運営支援、地方銀行の人材育成（研修）**など、多面的な支援を展開。
○ 直近の実績として、**北海道奥尻町の定住促進住宅事業**で、PFI事業の案件組成から契約まで一貫した伴走支援を実施。

事業構想の前段階～事業開始までの各フェーズでサポートを実施

フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4
目的整理・検討準備	**事業構想・課題整理**	**手法比較検討・選定**	**公募準備以降**
• PPP/PFIの基礎知識の提供 • 庁内課題の整理支援 • 体制構築・予算・議会対応の助言 • 優先的検討規定の策定・運用アドバイス	• 官民連携事例の紹介 • 基本構想・基本計画の策定支援 • 簡易な導入可能性調査の支援 • 経験自治体担当者・地域金融機関の紹介 • 民間事業者からのヒアリング支援 • リスク分担・契約書等に関する助言		• 議会対応・庁内手続の助言 • 審査員に関する相談・紹介 • 公共アドバイザー候補（コンサル）の紹介

地域プラットフォーム運営

• 他地域プラットフォームの取り組みについての情報提供、講師の派遣・紹介

内閣府が実施する「PPP/PFI専門家派遣」後の継続的フォローアップ

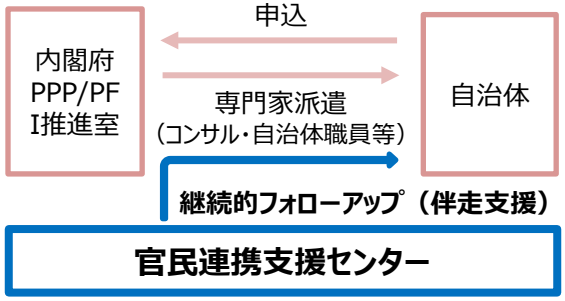

連携協定締結先

東京都品川区、北海道旭川市、
群馬県伊勢崎市、栃木県塩谷町
山口銀行・YMZOP、北洋銀行、足利銀行、
埼玉りそな銀行・ラボたま、岩手銀行、沖縄銀行



奥尻町移住定住促進事業



人口2,100人
同町初のPFI事業
ローカルPFIとして実施
2026/5落札者決定



組織・人員体制（令和8年9月1日時点）

○ **経営体制（役員７名）：**会長兼社長、常務取締役を軸に、非常勤３名・監査役２名で監督。
○ **執行体制（職員19名）：** フロントとして伴走支援の官民連携支援センター（５名）と投融資部（８名）、バックオフィスとして経営管理部（４名）と財務管理部（２名）で運営。
○ 職員19名のうち、**民間出向者は１名（約５%）**、**公務員現役出向者は４名（約21%）**で構成。

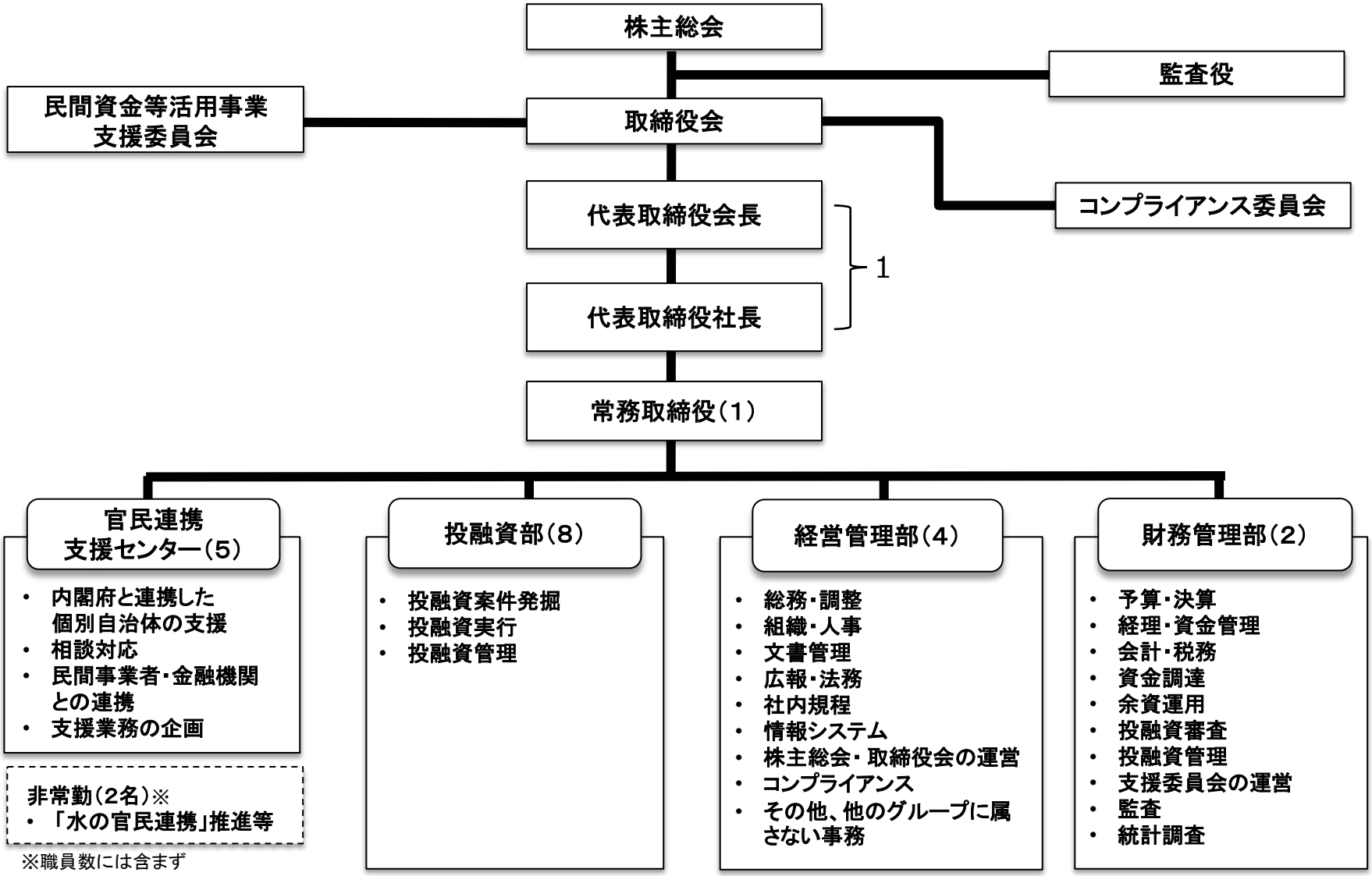

PFI推進機構の役職員構成について

- PFI黎明期を知るDBJ出身の会長兼社長、および機構設立時より投融資部門を牽引してきた常務の**両名による強力なリーダーシップ**と、PFI制度・地域金融・地方創生等各分野の第一人者たる外部役員の**多角的な監督体制**の両輪で、**安定した組織運営を実現**。

1．役員（７名）

○　取締役の任期は１年（会社法による原則２年を定款で短縮）、監査役は４年（原則通り）。
なお、公務員の現役出向者及び退職公務員の該当はない。

役　職	氏　名	現　職（主な経歴）
代表取締役会長 兼社長	髙橋 洋	元日本政策投資銀行　取締役常務執行役員
常務取締役	松平　宏道	元三菱UFJ銀行
社外取締役	望月 淳	神奈川県観光協会会長（元　横浜銀行顧問）
社外取締役	鎌田 由美子	株式会社ONE・GLOCAL　代表取締役社長
社外取締役	宮本 和明	東北大学名誉教授・東京都市大学名誉教授
社外監査役	菊地 伸	外苑法律事務所 パートナー弁護士 インテグラル株式会社社外取締役
社外監査役	小粥 純子	公認会計士、税理士

代表取締役会長兼社長
髙橋　洋氏



2．職員19名（令和８年９月１日時点）

○　フロント部門は、メガバンクなどの銀行出身者等で構成。
○　バックオフィス部門は、公務員の現役出向者（国土交通省２名・財務省２名）を中心とした構成となっている。
○　なお、退職公務員は在籍していない。

PFI推進機構の業績推移

○ **着実な財務基盤の構築：**平成28年度より一貫して黒字化。平成30年度の繰越欠損金解消以降、利益剰余金を持続的に計上。
○ **コロナ禍からの回復：**令和元～３年度は各４億円の配当を実施。令和４・５年度は一時無配となるも、令和６年度に配当再開（２億円）。
○ **過去最高益の達成（令和7年度）**：航空需要の回復等により、**当期純利益16.9億円**（前年度比＋6.7億円）、**利益剰余金58.7億円**を計上。**株主配当も過去最高の11億円**を実施。

（単位：億円）

設立以降の主要財務指標（収益･配当等）の推移

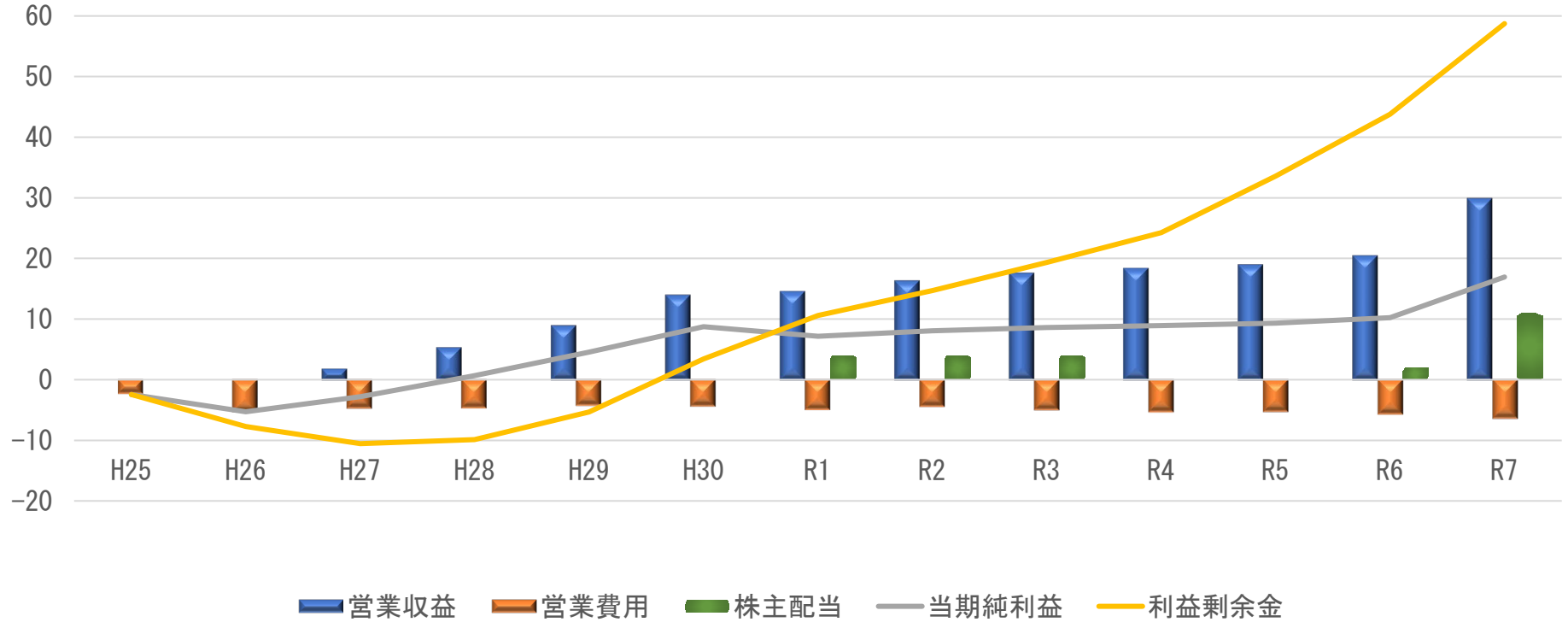

（参考）令和７年度 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）

貸借対照表

令和8年3月31日現在

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	114,212,340,284	流動負債	25,460,093,928
現金及び預金	19,013,544,985	一年以内償還予定の社債	25,008,990,200
未収収益	2,640,861,050	未払金	5,357,031
営業投資有価証券	3,412,202,696	未払法人税等	431,606,300
営業貸付金	89,137,170,322	賞与引当金	5,239,757
その他	8,561,231	その他	8,900,640
固定資産	146,662,843	固定負債	63,062,011,692
有形固定資産	8,163,085	社債	63,026,666,692
建物	3,566,422	役員退職慰労引当金	5,548,000
工具器具備品	4,596,663	退職給付引当金	29,797,000
無形固定資産	90,724	負債合計	88,522,105,620
投資その他の資産	138,409,034	（純資産の部）	
敷金	49,170,682	株主資本	25,873,994,184
繰延税金資産	88,742,826	資本金	10,000,000,000
その他	495,526	資本剰余金	10,000,000,000
繰延資産	37,096,677	資本準備金	10,000,000,000
社債発行費	37,096,677	利益剰余金	5,873,994,184
		その他利益剰余金	5,873,994,184
		繰越利益剰余金	5,873,994,184
		純資産合計	25,873,994,184
資産合計	114,396,099,804	負債・純資産合計	114,396,099,804

損益計算書

自　令和7年4月1日
至　令和8年3月31日

（単位：円）

科目	金	額
営業収益		2,987,825,754
営業費用		637,135,747
営業利益		2,350,690,007
営業外収益		
受取利息	79,029,159	
雑収入	53,528	79,082,687
営業外費用		
社債発行費償却	30,633,145	30,633,145
経常利益		2,399,139,549
特別利益		
固定資産売却益	3,640	3,640
特別損失		
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		2,399,143,187
法人税、住民税及び事業税		727,544,553
法人税等調整額		△ 21,904,472
当期純利益		1,693,503,106

（参考）官民ファンドの経費（租税公課除）比較（令和７年３月決算）

官民ファンド名	総資産（億円）	経費/総資産比率
民間資金等活用事業推進機構	1,128	0.40%
海外通信・放送・郵便事業支援機構	1,471	0.70%
海外交通・都市開発事業推進機構	2,102	1.30%
海外需要開拓支援機構	1,097	1.50%
地域経済活性化支援機構	555	6.80%

※租税公課を除いた経費の比較

（出所）官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告（第 17 回）より類似の同規模程度の官民ファンドを抽出

〇PPP/PFIについて

〇PPP/PFI推進アクションプラン

〇PFI推進機構の実績と財務状況

〇PFI推進機構の今後の在り方と制度的対応について

令和4年法改正時の附帯決議に対する対応状況（情報開示・民業補完・人材育成）

【国会附帯決議の要請（衆・参 内閣委員会）】（抜粋）

- **＜情報開示＞：**「多額の国費が用いられていることに鑑み、出融資決定時及び実行後における当該出融資の**情報開示を適切かつ定期的に行う**よう求めることを通して、**国民に対する説明責任を十分に果たす**こと。」
- **＜民業補完・人材育成＞：**「**民業補完の原則に十分留意**するとともに、（中略）知見を地域金融機関に移転すること等を通じ、民間の**人材育成を積極的に図る**こと。」

1．適切な情報開示と説明責任の全う

- **個別案件の開示推進：**自社ウェブサイトにおいて、支援決定案件の事業概要等を全件公表。守秘義務の制約がある中、関係者との丁寧な合意形成により、附帯決議以降の組成案件（14件）のうち、**過半を占める8件で支援金額を含む詳細を開示。**
- **ポートフォリオの開示：** 個別開示が困難な案件の代替的措置として、分野別の投融資残高や過年度からの損益推移など、**組織全体のデータを自主的に開示。**

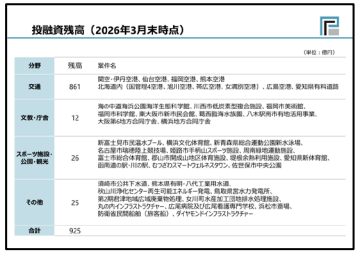

機構ウェブサイトに公表

2．民業補完の徹底

- **支援要請に基づく実施：**民間単独での資金調達が困難な案件について、事業者又は民間金融機関から**支援の要請があった場合に限り**、金融支援を実施。
- **直近の参画実績：**上記の運用方針に基づき、附帯決議以降、地元中小企業の参画に伴う与信枠の制約等により、民間金融機関だけでは資金供給が難しい案件（計14件）に参画。


（川崎市）堤根余熱利用市民施設整備事業

3．地域金融機関等への知見移転・人材育成

- **連携協定と実務OJT：**附帯決議以降、全国の自治体（４団体）や地域金融機関（５行）と連携協定を締結。また、４件の協調融資のプロセス（事業性評価や契約実務等）に**機構が直接伴走し、実践的なノウハウ移転を推進。**
- **標準的ノウハウの普及・定着：**令和7年度より地域金融機関向けの**実践的研修プログラム**（年3回）を開始するとともに、**モデル契約書等を公表**し、幅広い知見の定着を支援。



沖縄銀行との連携協定締結

令和4年法改正時の附帯決議に対する対応状況（民間インフラ投資市場の形成状況）

【国会附帯決議の要請（衆・参 内閣委員会）】（抜粋）

- **＜市場形成＞：「民間インフラ投資市場の形成**を延長期限内に行い、**同機構の業務が早期に終了**するよう最大限努めること。」

附帯決議の検証
市場形成に向けた２つの担い手の現状と課題

① 民間インフラ投資ファンドの動向

- 現在3つのファンドが存在するものの、メガバンクも含め、その投資対象は**収益性の高い再生可能エネルギーやデータセンター等のインフラに集中**している。
- 当面はＰＦＩ事業への投資が見込まれない状況にあり、市場形成においては**地域金融機関が中心的な役割を担う**必要がある。

② 地域金融機関の状況と課題

- 機構はこれまで協調融資等を通じて支援を行ってきたが、契約実務や事業性評価等の専門知識は、個別の事業に機構と地域金融機関が**実際に共同参画する中でこそ有効に移転**される。
- しかし、特定選定事業の実績が少ない地方部においては、そもそも**事業に参画する機会が乏しいため、十分なノウハウ移転が図られていない。**

特定選定事業（独立採算・混合型）の都道府県区域別実施状況（2013年度～2024年度）

区分（年平均組成ペース）	該当県数	うち機構支援実績あり	うち機構支援実績なし	現状の分析評価
累計12件以上 **（年1件以上）** ※7大都市圏等	7 ※1	7	0	機構の支援成果が現れ、継続的な事業組成に至る **（自律的サイクル確立）**。
累計４件～11件 ※中堅地方都市等	15	12	3	機構の支援等を契機に案件形成が徐々に進展（発展途上）。
累計3件以下 **（3年に1件未満）** ※過半数の地方部	**25** ※2	10	**15**	**過半数の地方部**が該当。参画機会が不足し、**資本市場の整備には至っていない（市場未形成）**。
全 体	47	29	18	―

機構未支援の18県中、8割超（15県）が案件組成の進まない「累計3件以下」に集中している。12年間の平均実施件数も、支援あり県（7.7件）に対し未支援県は約3分の1（2.8件）に留まる。このように、機構の支援実績と各地域の市場形成の進捗には相関が見られ、実績の乏しい地方部への裾野拡大が不可欠である。

※1　東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県
※2　岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府、和歌山県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

- 全国的な資本市場の形成には、地方部での案件創出が不可欠である。一方で、案件が少ない地方部では地域金融機関の**参画機会が乏しく、必要なノウハウ移転が進まない**初期段階の課題に直面している。加えて、単独事業は**小規模・低収益で民間参入のハードルが高く**、自治体の人手不足も相まって単独でのインフラ維持は限界に達しつつある。
- 解決に向け、まずは**案件が乏しい地域で機構が丁寧な支援**を行い、着実な事業化とノウハウ移転を図ることが重要である。その上で次なる展開として、複数施設・自治体を束ねる**「分野横断型・広域型PFI」**への転換を促し、**行政負担の集約とスケールメリットによる収益向上を両立**させることが、今後の裾野拡大の鍵となる。

地域インフラを支えるPFI機構のこれからの役割

- 地方におけるPFIは、主に**「資金供給の壁」と「専門的知見の不足」**に直面しており、当面は、**機構が提供する「伴走支援」と「劣後資金等の供給（量的補完・呼び水効果）」の両輪が不可欠。**
- 空港、アリーナ、上下水道の「水の官民連携」、安全保障分野、ローカルPFIなど、**地域の前例が乏しく金融機関単独では資金供給が困難な新領域・困難領域**において、**機構が率先してリスクを分担**し、確実な事業化を主導。
- 人口減少等により単独でのインフラ維持が困難になりつつある小規模市町村への対応策として、**複数の施設や自治体を束ねることで事業規模と収益性を確保**し、民間参入を可能にする**「分野横断型・広域型PFI」の案件組成を牽引。**

地域の現場における課題と機構の役割

（１）資金供給・リスクテイクの壁

現場の課題

・メガバンクやインフラファンドは、新エネやデータセンター等に投資しており、期待利回りや手間に見合わないPFI事業への参画は消極的。**地銀が社会的意義も踏まえ地元案件を下支え。**

・**地銀一行のみでは、融資額が100億円を超える規模の大型案件への対応は困難。**加えて、「リスクを見極める目利き力」や「高いリスクを許容する組織風土」が十分に醸成されておらず、エクイティ・メザニン拠出は困難。

機構の役割

・**機構の資金拠出が量的補完となることで、地域金融機関のシニアローン組成が成立。**

・地銀が自ら「リスクに見合うメザニン拠出」等を組成できる**体制・風土は、機構との協調融資や伴走支援を通じてノウハウや実績を蓄積する中で、徐々に定着。**

（２）専門的知見・体制の壁

現場の課題

・**自治体のPFIに関する専門的知見**の不足により、構想段階で躓くケースが散見。

・**大半の地銀は専任担当者を置く余裕がなく**兼務体制。

・地域で前例のない空港コンセッション等の**複雑な案件では、地銀単独での自治体向け伴走支援は困難。**

機構の役割

・**きめ細やかな伴走支援**に加え、中立的な立場から首長等へ助言を行い、**自治体の意思決定を後押し。**

・他地域の先行事例の横展開や実務相談窓口などの**ハブ機能を担う**ほか、研修等を通じてPFIの実務を担う「**専門人材の育成**」を後押し。

困難領域等における事業創出例

安全保障分野においては、事業契約解除時における違約金控除に伴う債権回収リスクといった、構造的に民間金融機関による対応が困難な課題がある。





（防衛省） 民間船舶の運航・管理事業

分野横断型・広域型ＰＦＩの支援例



（地方独立行政法人東京都立病院機構、東京都）広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業



（木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）第２期君津地域広域廃棄物処理事業

地域金融における「資金調達の壁」と機構による「量的補完」及び「伴走支援」の必要性

- 地方部はPFI案件が乏しく、地域金融機関に事業性評価等のノウハウが蓄積されていない上、地域金融機関の**リスク許容度では必要融資額を賄いきれない壁**がある。そのため、小規模案件であっても、機構による**資金・ノウハウの両面からの下支え**が求められる。
- さらに、地方部の**中大型案件（中型空港やアリーナ等、必要調達額300億円程度）**では、地域の資金を総動員（第一地銀で上限100億円、近隣地銀等で20～30億円程度）しても、**ローン総額の半分（150億円）に届かない資金調達の壁**が存在する。
- メガバンク等も国内地方案件に慎重な中、金利上昇により、低利ざやで資金が長期固定化されるPFI案件は優先度が低下し、**資金調達が困難化**している。中大型案件の成立には、**機構が支援上限（最大1/2）を拠出するだけでなく、民間側が残る半分の資金を自力で組成し切る必要**がある。**地銀自ら組成できる風土を定着させるため、機構の「量的補完」と「伴走支援」が不可欠**である。

地域における資金調達の壁

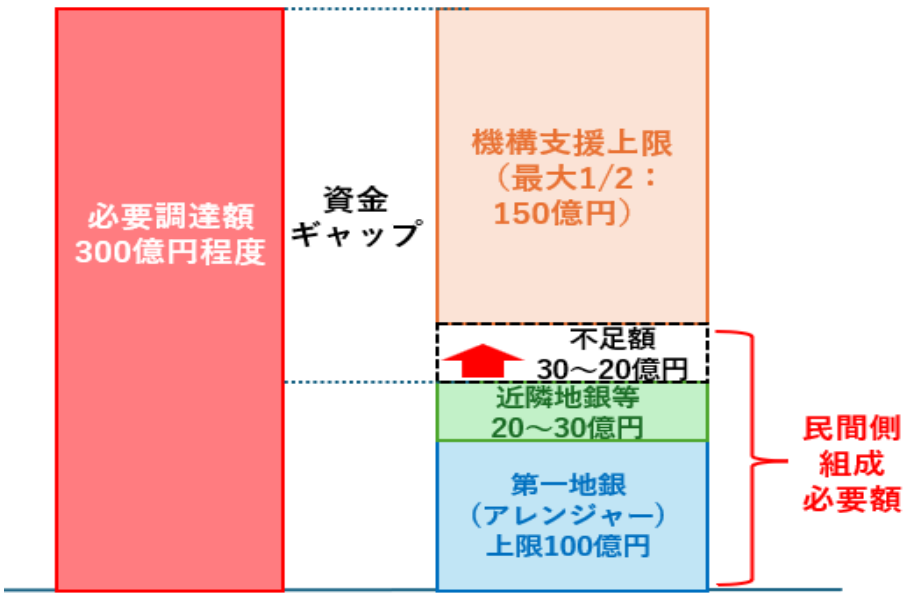

- メガバンク等は採算重視からPFI案件に消極的であり、**地域金融機関が使命感で地元案件を下支え**する構造にある。メガバンク等による肩代わりが見込みにくい以上、**機構による量的補完が必要**となっている。

地方部における大型スポーツ施設案件（地方金融の困難さを示す事例）

- 建設費高騰により当初想定を大幅に上回る**300億円のローン**を要した事例。地元アレンジャー主導でファイナンス組成を目指したものの限界があり、**約半分の150億円規模の量的補完**が機構へ要請された。
- 機構としては、この資金ギャップを埋める用意があったものの、最終的に**地銀側で残りの必要資金をまとめきれず**、全体のファイナンス組成の目処が立たなかった。
- これにより、コンソーシアムの入札辞退を招き、**PFI事業自体が中止に追い込まれる事態**（従来型公共事業への回帰による、民間資金を活用した財政負担縮減等のPFIメリットの喪失）に至った。
- このような事態を防ぐためには、資金ギャップを埋めるだけでなく、機構との協調融資等を通じて**地銀の資金組成能力を底上げ**していくことが急務である。

今後の収益見込みについて

- 機構の役割を果たすための期間延長と既存資産の保有のあり方について、期間延長（10年・5年）と資産保有の在り方（継続・中途売却）、および現行法のまま一括売却した場合の計5ケースで財務的影響を比較検証。結果、延長により優良資産を保持し、安定的な利ざやを確保しつつ新規投資を行うことが、**財務健全性の維持と国庫への貢献の観点から最も合理的**である。

1．国庫への累積配当シミュレーション

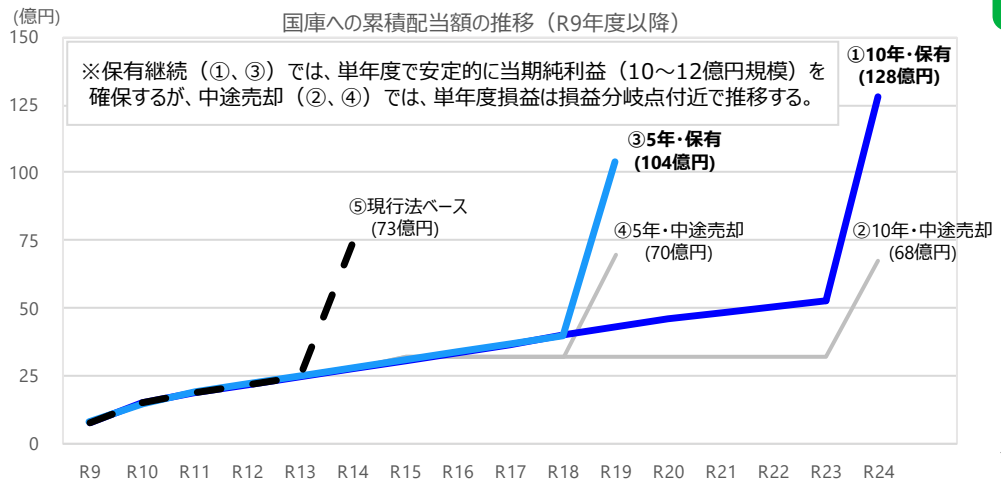

資産の扱い	10年延長	5年延長	延長なし（現行法）
保有継続 （安定的な利ざや確保）	◎ **①10年・保有** 累積配当額128億円 （現在価値88億円） **国庫リターン最大**	○ **③5年・保有** 累積配当額104億円 （現在価値82億円） **国庫リターン増**	－ （制度上不可）
中途・一括売却 （収益基盤の喪失）	× **②10年・中途売却** 累積配当額68億円 （現在価値51億円） 国庫リターン低下	× **④5年・中途売却** 累積配当額70億円 （現在価値57億円） 国庫リターン低下	△ **⑤現行法ベース** 累積配当額73億円 （現在価値66億円） **基準ベースライン**

※各ケースの累積配当額は、令和9年度以降に生じる国庫納付額の累計（現在価値は令和9年3月末基準）

【シミュレーションの主な前提条件】

- **マクロ環境（金利・物価）：** 市場予測等を踏まえ、政策金利が段階的に上昇し、2.0%程度に達するシナリオを想定（調達・運用金利に反映）し、費用にはインフレ率（2～3%）を加味。
- **新規投融資・収益：** 過去実績に基づき年間70億円の実行を見込む。配当収益についても過去実績並みを見込む。
- **資産売却・国庫納付：** 中途売却ケースでは、現行法上の保有株式等の売却期限である令和14年度末に保有資産を全て売却する前提とする。貸付債権は簿価売却、出資金は各売却時点の評価額で算定。配当（期中は配当性向50%、最終年度は剰余金全額）のうち国持分50%を納付額とし、現在価値の割引率に各年限の国債利回りを使用。

2．金利上昇局面における耐性（安定的な利ざやの確保）

- 大半の資産（空港）はTIBOR連動（変動金利）で運用。調達金利（国債1年物）をこれまでは上回るため、**金利上昇時でも安定的にプラスの利ざや**が確保される構造。

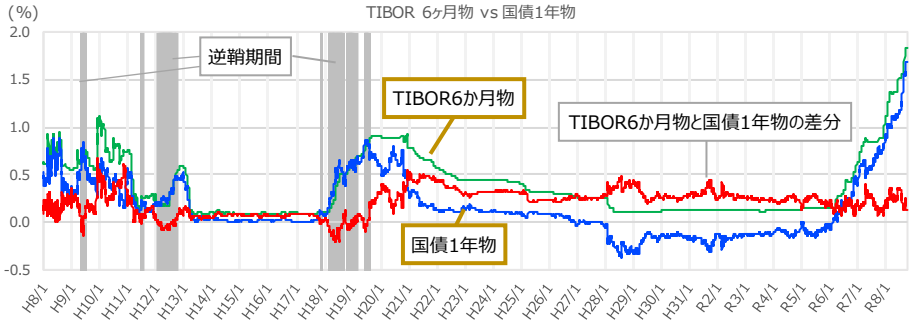

3．中途資産売却に伴うリスク・懸念

- 優良資産の前倒し売却は、**「安定的な利ざや」の放棄**を意味し、かえって機構の財務の健全性を損なう懸念がある。
- 資産の保有継続に伴い、経済環境の急変等による信用リスクや収益変動リスクを抱えるが、インフラ事業の特性上、これらは**一時的で中長期的には吸収可能**である。
- 出資・融資先からは、コロナ禍での**柔軟な危機対応（利払い猶予）**や、中立的な立場から発注者（国・自治体）と民間事業者の間の**円滑な調整を担う**等、**機構の参画継続を求める声が根強い。**

ＰＦＩ制度の見直しに向けた検討方向性（案）

- 以上の実態と財務的検証を踏まえ、地域のインフラ維持に向け、組成難易度が高い**「分野横断型・広域型ＰＦＩ」の案件形成を促進**するため、**機構の支援期間の延長をはじめとする同事業の円滑な実施に向けた環境整備や制度的枠組みの見直し**について検討を進める。

１．制度的対応の背景・必要性

【現状の課題】

- 人口減少に伴う公共部門における**人手不足や公共施設の老朽化の進展**により、公共施設の適切な維持管理・更新の実施が困難となっていくことが懸念され、民間の創意工夫等を活かして効率的・効果的にインフラの維持管理・更新を行うＰＦＩ事業の推進が必要。
- 特に人手不足が深刻な小規模な市町村において、ＰＦＩ事業の活用を推進する必要があるが、小規模な市町村におけるＰＦＩ事業の活用実績は少なく、その原因として、ノウハウ・職員の不足に加え、**事業規模が小さいことにより収益性が低くなりやすい**ために、民間事業者が手を上げにくいことが考えられる。

【解決への方向性】

- 課題解決に向けては、まずは**案件が乏しい地域において機構が丁寧な支援**を行い、着実な事業化とノウハウ移転を図ることが重要である。
- その上で、次なる展開として、複数施設や複数の地方公共団体による一体的な事業実施により事業規模の拡大を図る**「分野横断型・広域型ＰＦＩ事業」の推進**が有効と考えられることから、同事業の円滑な実施に向けた**環境整備や制度的枠組みの見直しについて検討を進める。**

２．主な検討事項

①　機構の支援期間（株式等の処分期限）の延長

- 機構は現行法上、令和14年度末を目途に保有する株式等の処分を完了することとされており、株式等の処分に５年程度の期間を要することから、**新規の投融資は概ね令和９年度末まで**とされている。
- 他方、地方における分野横断型・広域型ＰＦＩなど、前例に乏しい困難案件の組成には、**機構による継続的な伴走支援とリスクマネーの供給が不可欠**であることから、当面の間の支援継続に向けて、**機構の株式等の処分期限の延長について検討する。**

②　分野横断型・広域型ＰＦＩ事業の案件形成促進及び所要の環境整備

- 分野横断型・広域型ＰＦＩ事業等の案件形成を一層促進するため、機構による伴走支援の強化に向けた方策や、地方公共団体間の連携促進に資する円滑な仕組みの在り方について検討する。
- さらに、事業効果の検証や社会ニーズを踏まえた対象事業の在り方の検討など、事業の円滑な実施に向けた環境整備を併せて行う。